

6 議案第66号関係

おいらせ町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例
新旧対照表（抜粋）

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>(管理者)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員（<u>以下この項において「主任介護支援専門員」という。</u>）でなければならない。<u>ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を前項に規定する管理者とすることができる。</u></p> <p>3 略</p> <p>附 則</p> <p>1 略 (経過措置)</p> <p>2 <u>令和9年3月31日</u>までの間は、第6条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員（介護保険法施行規則第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員を除く。）を第6条第1項に規定する管理者とすることができる。</p> <p><u>3 令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「第6条第2項」とあるのは「令和3年3月31日までに法第46条第1項の指定を受けている事業所（同日において当該事業所における第6条第1項に規定する管理者が、介護保険法施行規則第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員でないものに限る。）については、第6条第2項」と、「介護支援専門員（介護保険法施行規則第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員を除く。）を」とあるのは「引き続き、令和3年3月31日における管理者である介護支援専門員を」とする。</u></p> | <p>(管理者)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員でなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>附 則</p> <p>1 略 (経過措置)</p> <p>2 <u>平成33年3月31日</u>までの間は、第6条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員（介護保険法施行規則第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員を除く。）を第6条第1項に規定する管理者とすることができる。</p> |